

令和8年度君津市合併処理浄化槽補助金制度について

君津市では単独処理浄化槽・くみ取便所を合併処理浄化槽へ切り換える場合に補助金を交付します。

〈対象地域〉

次の区域を除く市内全域とします。

- ① 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により策定された事業計画に定められた予定処理区域
- ② 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた区域内の工業専用区域
- ③ コミュニティ・プラント処理区域
- ④ 農業集落排水事業計画区域

〈対 象 者〉

補助金の交付を受けることができる者は、補助対象地域において自己の居住の用に供する建築物(居住の用に供する部分の床面積が合併処理浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の延べ面積の2分の1以上を占める建築物に限る。)に合併処理浄化槽を設置する者で、実績報告書を提出する時点において本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されているものとする。

ただし、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- ① 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定による設置の届出をせずに、合併処理浄化槽を設置する者
- ② 建築物を借りている者で、合併処理浄化槽の設置又は改造工事について賃貸人の承諾が得られないもの
- ③ 市税を滞納している者

〈補助限度額〉 浄化槽設置に係る補助

区分			補助限度額(円)
合併処理浄化槽 の設置	合併処理浄化槽Ⅰ	5人槽	360,000円
		6～7人槽	462,000円
		8～50人槽	585,000円
	合併処理浄化槽Ⅱ	5人槽	474,000円
		6～7人槽	570,000円
		8～50人槽	723,000円
くみ取便所の撤去			120,000円
単独処理浄化槽の撤去			150,000円
合併処理浄化槽の宅内配管工事			330,000円

・合併処理浄化槽Ⅰ

放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリグラム以下又は総りん濃度が1リットルにつき1ミリグラム以下であること。

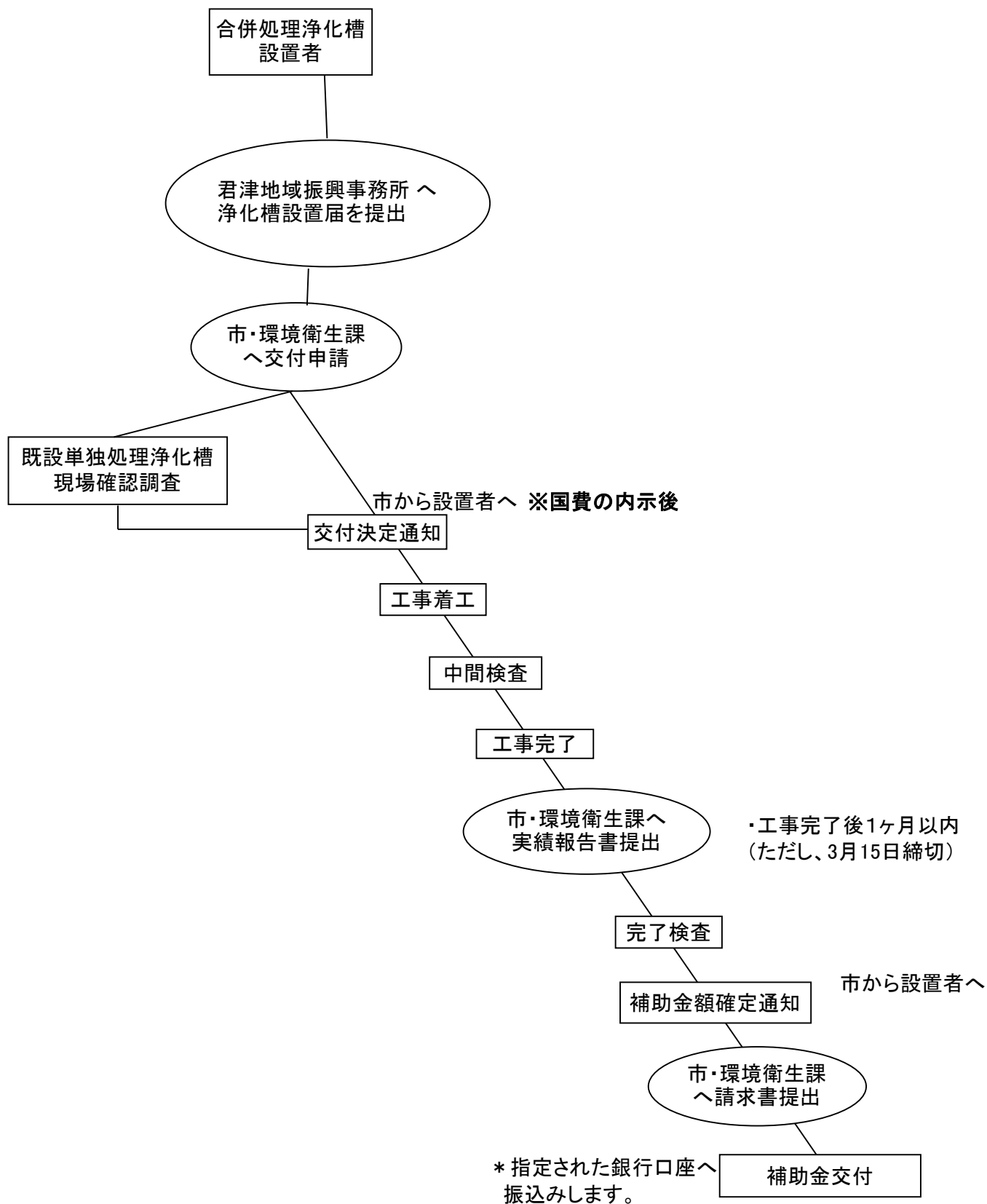
・合併処理浄化槽Ⅱ

BODの除去率が95パーセント以上並びに放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき10ミリグラム以下及び総窒素濃度が1リットルにつき10ミリグラム以下であること。

問合せ先 君津市久保2-13-1 君津市経済環境部環境衛生課
TEL 0439-56-1273

合併処理浄化槽補助金交付の手続

- 補助金の交付を受けるための手続は、次のとおりです。
＊手続に不備や違反がありますと、補助金の交付を受けられませんので注意してください。



各申請書添付書類について

＜日 付 等＞ 添付する書類に日付等の記入がされているかをご確認ください。

※申請書には、受付日を記入

＜契約書及び見積書＞ 必要箇所に記入漏れがないかご確認ください。

請負契約書－	日付
	住所・氏名
	金額
	発注者及び請負者の印
	印紙

見 積 書－	日付
	住所・氏名
	金額（P C 版施行の場合は、P C 版施行の料金）

※ 1 基本的には、市提示の様式をご使用ください。

見積内容が提示様式と同じであれば、別様式でも可。

※ 2 転換にかかる費用の見積書については、浄化槽設置費用の見積書に表示できれば、1 枚でも可。

＜市税の滞納がないことを証する書類＞ 君津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請用の証明願（手数料：300 円）に必要事項を記入のうえ君津市役所 1 階 納税課（3 番窓口）で証明を受けてください。なお、証明日から 1 ヶ月以内のものを添付してください。

本人以外の方が証明願を提出する場合は委任状（別紙 4）及び窓口での本人確認が必要となります。

また、納付後 2 週間以内に証明願により証明を受ける場合は、領収書等の納付確認できる書類が必要となる場合があります。

※市税の納税についてのご質問 納税課 Tel0439-56-1164

合併処理浄化槽設置事業補助金提出書類確認票

申請者

電話

設置場所

人槽 合併処理浄化槽 I型・II型

転換(単独・汲取)

工事業者

電話

	申請時の提出書類	補助金 交付申請	実績 報告書
1	補助金交付申請書	○	
2	浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写	○	
3	浄化槽概要書の写し又は浄化槽調書の写し	○	
4	浄化槽の設置場所の案内図及び放流経路図面 放流先なしの場合は、処理装置の書類	○	
5	建築物の間取り及び排水経路を含んだ合併処理浄化槽等の配置図	○	
6	合併処理浄化槽等の構造図	○	
7	合併処理浄化槽等の設置に係る工事請負契約書の写し(別紙1)	○	
8	合併処理浄化槽等の設置に係る見積書の写し(別紙2)	○	
9	くみ取便所又は単独処理浄化槽の撤去に係る申請にあっては、その費用 が分かる見積書	○	
10	宅内配管工事に係る申請にあっては、その費用が分かる見積書	○	
11	全浄協登録証の写し ※11人槽以上は不要	○	
12	登録浄化槽管理票(C票) ※11人槽以上は不要	○	
13	機能保証登録証 ※11人槽以上は不要	○	
14	浄化槽評定書の写し	○	
15	くみ取転換に係る申請にあっては、写真及び位置図	くみ取転換	
16	単独転換に係る申請にあっては、既設単独処理浄化槽の転換計画書、写 真及び位置図	単独転換	
17	現場監督者の浄化槽設備士免状の写し	○	
18	現場監督者の合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書の写し(昭和6 3年以降に浄化槽設備士免状を取得した者は除く)	○	
19	君津市の市税納税証明書(君津市合併処理浄化槽設置補助金交付申請 用)	○	
20	賃貸人の承諾書(住宅等を借りているもの)	○	
21	共有物件の場合は、委任状	○	
22	実績報告書		○
23	浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査に係る一般財団法人千葉県 環境財団の千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し (保守点検業者及び清掃業者との契約書)		○
24	浄化槽法第7条第1項検査申込書及び請求書兼領収書の写し		○
25	浄化槽法第10条に関する誓約書		○
26	浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合は、千葉県浄化 槽検査センターとの浄化槽法定検査受検契約書の写し		管理者自ら 保守点検
27	合併処理浄化槽等の施工に係る写真		○
28	浄化槽施工結果報告書(別紙3)		○
29	転換作業工程の分かる写真(転換補助に係るもの)		○
30	転換結果報告書(第6号様式 転換補助に係るもの)※単独浄化槽のみ		単独転換
31	マニフェスト(産業廃棄物管理票)E票の写し※転換申請で、単独浄化槽ま たは汲み取り便槽を撤去した場合(一部撤去を含む)		○
32	合併処理浄化槽等の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し		○
33	補助金交付請求書(第8号様式)		○
34	住民票の写し(個人情報に関する同意あり、当該情報が確認できるときは 省略可能)		○

※マニフェストE票の提出が、処理業者との契約方法等により、浄化槽施工完了から大幅に遅れる見込みの場
合は、環境衛生課にご相談ください。

※補助事業完了後30日以内または当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してく
ださい。

君津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書

年 月 日

君津市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年度君津市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付を受けたいので、君津市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

設置場所			
申請区分	1 くみ取転換に係る合併処理浄化槽設置 2 単独転換に係る合併処理浄化槽設置		
合併処理浄化槽の種別	I・II	人槽区分	人槽
交付を受けようとする補助金の額	円		
補助事業の予定工期	着工予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日		
住宅等所有者	1 本人 2 共有(人) 3 その他()		
添付書類 1 浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し 2 合併処理浄化槽概要書の写し又は浄化槽調書の写し 3 合併処理浄化槽等の設置場所の案内図及び放流経路 4 建築物の間取り及び排水経路を含んだ合併処理浄化槽等の配置図 5 合併処理浄化槽等の構造図 6 合併処理浄化槽等の設置に係る工事請負契約書の写し 7 合併処理浄化槽等の設置に係る見積書の写し 8 くみ取便所又は単独処理浄化槽の撤去に係る申請にあつては、その費用が分かる見積書 9 宅内配管工事に係る申請にあつては、その費用が分かる見積書 10 合併処理浄化槽等が国庫補助指針に適合する機能を有することを証する登録証の写し及び登録浄化槽管理票 11 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証する保証登録証 12 浄化槽評定書の写し 13 くみ取転換に係る申請にあつては、写真及び位置図 14 単独転換に係る申請にあつては、既設単独処理浄化槽の転換計画書、写真及び位置図 15 現場監督者の浄化槽設備士免状の写し 16 現場監督者の小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了証書の写し 17 市税の滞納がないことを証する書類 18 その他市長が必要と認める書類			

注 この様式の合併処理浄化槽の種別の欄中「I・II」とあるのは、第2条第1号ウ(ア)に該当する合併処理浄化槽をIと、同号ウ(イ)に該当する合併処理浄化槽をIIという。

合併処理浄化槽設置工事見積書

年 月 日

設置者住所			設置者氏名		様印		
工事業者住所			工事業者名				
名 称		数 量	単 価	小計金額	合計金額	備考	
①合併処理浄化槽	形 式	基					
	人 槽		人槽				
②土 工 事		1 式					
水盛り方		m³					
根切り	機 械		m³				
	人 力		m³				
残土処分	場内敷均し	機 械	m³				
		人 力	m³				
	場外事由処分	普通土	m³				
		粘 土	m³				
③基礎工事		1 式					
型枠工事	(材 工 共)		m³				
基礎栗石工事	(材 工 共)		m³				
鉄筋工事	材 料 費		t				
	工 費		t				
捨コンクリート工事	(材 工 共)		m³				
④据付工事		1 式					
据付工事	(人 工)		人 工				
埋戻し工事	機 械		m³				
	人 力		m³				
型枠工事	(材 工 共)		m³				
鉄筋工事	材 料 費		t				
	工 費		t				
コンクリート工事	(スラブ・材工共)		m³				
⑤配管工事		1 式					
配 管 材 料 (継手、接合材共) 1 m 当り	V P 7 5 ㇼ		m				
	V P 1 0 0 ㇼ		m				
	V P 1 2 5 ㇼ		m				
	V U 7 5 ㇼ		m				
	V U 1 0 0 ㇼ		m				
	V U 1 2 5 ㇼ		m				
配管工事費 (V P, V U 共) 1 m 当り	7 5 ㇼ		m				
	1 0 0 ㇼ		m				
	1 2 5 ㇼ		m				
根切埋戻し工事 総延長 (m) × 掘削幅 (0.5) × 平均埋設深さ (H)	機 械	根切り	m³				
		埋戻し	m³				
	人 力	根切り	m³				
		埋戻し	m³				
升 工 事 コンクリート蓋 レジコン蓋	汚水コンクリート升 (材工共) 300口×300H～600H迄		個				
	汚水コンクリート升 (材工共) 360口×600H～900H迄		個				
	汚水コ樹脂升(材工共) 300口×300H～600H迄		個				
	汚水樹脂升 (材工共) 350口×600H～900H迄		個				
	雑排水コンクリート升 (材工共) 300口×300H～600H迄		個				
	雑排水コンクリート升 (材工共) 360口×600H～900H迄		個				
	トラップ樹脂升 (材工共) 300口×300H～600H迄		個				
	トラップ樹脂升 (材工共) 350口×600H～900H迄		個				
⑥そ の 他	水替工事 (ウェルポイント工事共)		1 式				
	山留工事		1 式				
	浄化槽側壁工事		1 式				
	流入・放流ポンプ槽工事		1 式				
	耐荷重工事		1 式				
	はつり補修工事		1 式				
	電気工事		1 式				
	試運転調整費		1 式				
	転換工事		1 式				
	見積項目以外工事		1 式				
⑦諸 経 費	①～⑥の合計		%				
⑧消 費 税			%				
総 合 計	①～⑧の合計						

合併処理浄化槽設置工事請負契約書

第 1 条 発注者_____（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者_____（以下「乙」という。）は、君津市合併処理浄化槽設置事業 補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第 2 条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事場所 君津市

工事期間 年 月 日 ～ 年 月 日

設置する浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 4 条第 1 項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90%以上、放流水の BOD が 20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するところの別添する図面及び仕様書に係わる合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額 円（内消費税 円）

支払方法 1. 現金 2. その他（ ）

第 3 条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払を完了する。

第 4 条 乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第 29 条第 3 項に従い浄化槽設備士_____に実地に監督させ、又は、自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第 5 条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

第 6 条 乙は、この契約の履行について、工事の全部または大部分を一括して第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第 7 条 乙は、浄化槽法第 4 条第 3 項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び君津市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第 8 条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は、乙の責に帰すべき場合を除き甲が負担する。

第 9 条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事完了することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第 10 条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施行について生じた損害は、乙の負担とする。

第 11 条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第 12 条 乙は、君津市が定める君津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第 13 条 甲は、工事が本契約の規定又は第 7 条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第 7 条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第 14 条 瑕疵の補修又は、損害賠償請求権の行使は、引き渡し後 5 年以内に行わなければならない。

第 15 条 次の各号に該当するときは、甲又は乙は、催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 第 1 条に基づく君津市合併処理浄化槽設置事業補助金が交付されないこととなったとき。

(2) 工事用地につき、工事施行が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項によりこの契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第 16 条 甲は、乙が工事を完成するまでには、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は、甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第 17 条 次の各号の一に該当するときは、乙は、催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第 8 条に基づき、工事が一時中止され又はこの責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が 10 日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと、乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は、乙の損害を賠償するものとする。

第 18 条 乙の責に帰すべき事由により、表記引き渡し期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引き渡し期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数 1 日につき請負代金総額の 分の 1 の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 銭の割合により遅滞損害金を乙に支払うものとする。

第 19 条 この契約に定めのない事項又は、この契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ処理する。

以上契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 注文者 住所
氏名

Ⓜ

乙 請負者 住所
氏名

Ⓜ

浄化槽工事業登録番号
又は届出番号

第2号様式(第6条)

既設単独処理浄化槽の転換計画書

年 月 日

君津市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等に転換するので、次のとおり計画書を提出します。

既設単独処理浄化槽	設 置 場 所	
	製 造 業 者	
	形式認定番号	
	人 槽	
	処 理 方 法	
	処 理 能 力	
転 換 計 画	設置する浄化槽の種類	1 合併処理浄化槽Ⅰ 2 合併処理浄化槽Ⅱ
	単独処理浄化槽の処理方法	1 撤去 2 一部撤去
	転換に係る費用の概算（一部撤去に要する費用を除く。）	円
備 考		

注 この様式の設置する浄化槽の種類のカラム「合併処理浄化槽Ⅰ」とあるのは、第2条第1号ウ(ア)に該当する合併処理浄化槽を、「合併処理浄化槽Ⅱ」とあるのは、同号ウ(イ)に該当する合併処理浄化槽をいう。

第3号様式（第8条第1項）

君津市合併処理浄化槽設置事業変更等承認申請書

年 月 日

君津市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け君津市指令第 号で補助金交付決定を受けた合併処理
浄化槽設置事業補助金について、申請内容を次のとおり変更等したいので、承認願いま
す。

1 補助金申請内容の変更

2 補助事業の中止

（理 由）

君津市合併処理浄化槽設置事業実績報告書

年 月 日

君津市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け君津市指令第 号をもって補助金交付決定のあった合併処理
浄化槽設置事業を完了したので、君津市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり
報告します。

補 助 金 交 付 決 定 額	
	円
補助事業の経費精算額	
	円
補 助 事 業 の 工 期	着工年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
添付書類 1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自 ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、当該補助対象者が行うことができるこ とを証明する書類) 2 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面 3 浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書面 4 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合は、浄化槽保守点検業者が浄化槽法第11 条第1項の水質に関する検査(以下この項において「11条検査」という。)の受検手続を行 うことを証する書面。ただし、やむを得ない事情により当該書面を提出することができ ない場合又は浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、11条検 査の受検を契約したことを証する書面とする。 5 合併処理浄化槽等の施工に係る写真 6 浄化槽施工結果報告書 7 転換作業工程の分かる写真 8 単独転換に係る申請にあっては、既設単独処理浄化槽の転換結果報告書 9 合併処理浄化槽等の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し 10 住民票の写し(個人情報に関する同意あり、当該情報が確認できるときは省略可能) 11 その他市長が必要と認める書類	

個人情報に関する同意

補助金の交付に関し、市が住民基本台帳の記録を調査することに同意します。

氏 名 ⑨

浄化槽の保守点検、清掃に関する誓約書

年 月 日

君津市長 様

私は、貴市から補助を受けた合併処理浄化槽について、浄化槽法を遵守し下記の事項を適正に実施することを誓約します。

記

- 1 浄化槽法第10条に規定する保守点検の実施
- 2 浄化槽法第10条に規定する清掃の実施
- 3 浄化槽設置完了後1年以内に使用を開始する

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(注 本人の直筆とする)

浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名 住 所

氏 名

電話番号

設 置 場 所

施 設 の 名 称

建 築 物 の 用 途

処理対象人員（人槽） 人（ 人）

浄化槽協会登録番号 （単・合） 第 号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者 住 所

氏 名

印

電 話

登録番号 登録・届 知事 第 号

担当浄化槽設備士 氏 名

印

交付番号 第 号

【別 表】

検査項目	チェックポイント	欄	検査項目	チェックポイント	欄
1. 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか		12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか			しっかり固定されているか	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか			薬剤筒は傾いていないか	
	雨水や工場廃水等が流入していないか		13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプ弁に変形や破損はないか	
4. 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁が設置されているか			ポンプ弁に漏水のおそれはないか	
				ポンプが2台以上設置されているか	
				計画どおりの能力のポンプが設置されているか	
5. 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか			ポンプの固定が十分行われているか	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか			ポンプの取り外しが可能か	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか			ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか			14. ブローワの設置、稼働状況	防振対策がなされているか
	コンクリートスラブが打たれているか		固定が十分行われているか		
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか		アースはなされているか		
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか		漏電のおそれはないか		
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっき槽の接触材に変形や破損はないか		保守点検契約 有 保守点検業者 () 登録番号 () 無		
	しっかり固定されているか				
11. ばっき装置、逆流装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形、破損はないか				
	しっかり固定されているか		無 蒸発散		
	空気の出方や水流に片寄りはないか				

第6号様式(第9条第8号)

既設単独処理浄化槽の転換結果報告書

申請者 住所

申請者 氏名

設置場所

形式認定番号

処理対象人員(人槽) 人(人槽)

処理方式

- 1 くみ取り処理
- 2 底部各槽穴あけ処理
- 3 内部消毒処理
- 4 撤去処理
- 5 埋め戻し処理

以上、処理方式の項目について適正に処理し、確認したことを報告します。

年 月 日

住 所

浄化槽工事業者 氏 名 ㊞

登録番号

登録・届 知事(一) 第 号

担当浄化槽設備士 氏 名 ㊞

交付番号 第 号

第8号様式(第11条)

君津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書

年 月 日

君津市長 様

住 所

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

年 月 日付け君津市達第 号をもって額の確定のあった 年度君津市合併処理浄化槽設置事業補助金を、次のとおり請求します。

金 円

振込先金融機関	農業協同組合 銀 行 本 店 信 用 金 庫 支 店 信 用 組 合
口 座 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ そ の 他
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義 人	

委 任 状

(代理人) 住所：_____

氏名：_____

生年月日：_____年_____月_____日

私は、君津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請にあたり、市税の滞納が無いことを証明するための証明願に関する権限を上記の者に委任します。

年 月 日

(委任者) 住所：_____

氏名：_____ ㊞

証 明 願

年 月 日

君津市長 石 井 宏 子 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

㊞

生年月日

年

月

日

電 話

君津市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付申請のため必要ですので、本日現在において、私に市税の滞納が無いことを証明願います。

記

市 税 の 納 付 状 況
滞納（ 有 ・ 無 ）

注）本人以外の方が窓口で申請する場合は、委任状が必要になります。

納付後 2 週間以内に申請する場合は、領収書等の納付確認できる書類を求める場合があります。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

千葉県君津市長

印